

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和29年2月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	余市町	職員数 (H22. 4. 1現在)	21人 (一般職13人、嘱託8人)
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	158.81円（21年度）	財政力指数	0.36（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	96.8（21年度）	実質公債費比率（%）	15.9（21年度）
		将来負担比率（%）	170.5（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度
計画策定責任者	余市町長
既存計画との関係	行政改革推進計画
公表の方法等	町広報・町ホームページ等
基本方針	1 効果的・効率的な行政運営の確立 2 機動的な組織機構の見直し 3 健全な財政基盤の確立 4 平成23年2月に議会に報告し、3月に公表予定

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利6%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	116,679.5			116,679.5
	補償金免除額	24,878.3			24,878.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	4,003.3	28,815.2		32,818.5

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	上水道事業	116,679			116,679
合 計 (A)		116,679			116,679
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		116,679			116,679

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	上水道事業	4,003	28,815		32,818
合 計 (A)		4,003	28,815		32,818
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,003	28,815		32,818

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>行政区域内人口の減少と比例して有収水量も減少傾向にあり、水道料金収入もまた現行料金体系では増収を見込めない現状にあります。</p> <p>また、経年による老朽化とクリプトスポリジウム対策のため、基幹浄水施設を平成18～21年度において更新したため、財源として求めた約26億円の起債償還により今後の資本費の増加は避けられません。</p> <p>水道事業の経営状況については、平成22年度で簡易水道事業を統合したこと、また基幹浄水施設の更新等により経費の増加が見込まれるところではありますが、更なる経費の節減を図ると共に収支計画の見直しをする予定であります。</p>																		
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>給与水準・定員管理の適正合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給与水準については、財政再建推進プランに基づき職員給与の独自削減を行っており、定員管理については、効率的な組織体制の整備に向け定員純減を進めながら定員適正化計画等を見直す予定であります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水道料金については、ほぼ5年毎に見直しを行い、現行料金は平成18年に平成22年度までの5年間を料金算定期間として実施し、平成22年度に再度収支計画を見直し料金改定を行います。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">また、平成22年度において簡易水道事業を統合したことにより初めて一般会計からの繰入金を予算化しており、料金改定にあたっては総務省の示す「繰出し基準」をベースに、料金水準の適正化に向けた取り組みを進めて参ります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td>維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新浄水場の完成によりランニングコストの増加が見込まれますが、浄水処理の機械化による人員の削減も可能となり、更に運転業務の委託も考慮した業務のあり方を引き続き検討する予定であります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	給与水準・定員管理の適正合理化	給与水準については、財政再建推進プランに基づき職員給与の独自削減を行っており、定員管理については、効率的な組織体制の整備に向け定員純減を進めながら定員適正化計画等を見直す予定であります。		課 題 ②	料金水準の適正化	水道料金については、ほぼ5年毎に見直しを行い、現行料金は平成18年に平成22年度までの5年間を料金算定期間として実施し、平成22年度に再度収支計画を見直し料金改定を行います。		また、平成22年度において簡易水道事業を統合したことにより初めて一般会計からの繰入金を予算化しており、料金改定にあたっては総務省の示す「繰出し基準」をベースに、料金水準の適正化に向けた取り組みを進めて参ります。		課 題 ③	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化	新浄水場の完成によりランニングコストの増加が見込まれますが、浄水処理の機械化による人員の削減も可能となり、更に運転業務の委託も考慮した業務のあり方を引き続き検討する予定であります。		課 題 ④		課 題 ⑤	
課 題 ①	給与水準・定員管理の適正合理化																		
給与水準については、財政再建推進プランに基づき職員給与の独自削減を行っており、定員管理については、効率的な組織体制の整備に向け定員純減を進めながら定員適正化計画等を見直す予定であります。																			
課 題 ②	料金水準の適正化																		
水道料金については、ほぼ5年毎に見直しを行い、現行料金は平成18年に平成22年度までの5年間を料金算定期間として実施し、平成22年度に再度収支計画を見直し料金改定を行います。																			
また、平成22年度において簡易水道事業を統合したことにより初めて一般会計からの繰入金を予算化しており、料金改定にあたっては総務省の示す「繰出し基準」をベースに、料金水準の適正化に向けた取り組みを進めて参ります。																			
課 題 ③	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化																		
新浄水場の完成によりランニングコストの増加が見込まれますが、浄水処理の機械化による人員の削減も可能となり、更に運転業務の委託も考慮した業務のあり方を引き続き検討する予定であります。																			
課 題 ④																			
課 題 ⑤																			
留意事項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	平成22年度 (計画初年度) (決 算 見 込)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	339	517	1,992	317		29	320	82	27
	資本費平準化債									
	2. 他会計出資金	16	18	20	56	39	17	17	18	18
	3. 他会計補助金									
	4. 他会計負担金									
	5. 他会計借入金									
	6. 国(都道府県)補助金	177	199	501				19	22	
	7. 固定資産売却代金									
	8. 工事負担金		1	9	8	15	20			
	9. その他									
	計 (A)	532	735	2,522	381	54	66	356	122	45
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)									
	純 計 (A)-(B) (C)	532	735	2,522	381	54	66	356	122	45
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	600	790	2,594	437	52	65	238	127	47
	うち職員給与費	25	25	23	16	8	8	8	8	8
	2. 企業債償還金	107	147	189	211	166	202	308	209	243
	3. 他会計長期借入返還金									
	4. 他会計への支出金									
	5. その他									
計 (D)	707	937	2,783	648	218	267	546	336	290	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	175	202	261	267	164	201	190	214	245	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	160	181	237	170	162	199	180	209	243
	2. 利益剰余金処分数額									
	3. 繰越工事資金									
	4. その他	15	21	24	97	2	2	10	5	2
計 (F)	175	202	261	267	164	201	190	214	245	
補てん財源不足額 (E)-(F)										
他会計借入金現在高 (G)										
企業債現在高 (H)	3,951	4,320	6,123	6,229	6,063	5,889	5,901	5,774	5,558	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	平成22年度 (計画初年度) (決 算 見 込)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	36	36	36	41	30	24	53	44	40
	うち基準外繰入金	24	26	26	25	23	24	53	44	40
	計	12	10	10	16	7				
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	16	18	20	56	39	17	17	18	18
	うち基準外繰入金	8	9	9	12	16	17	17	18	18
	計	8	9	11	44	23				
合 計	52	54	56	97	69	41	70	62	58	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算見込)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	112.1	118.6	113.0	88.4	79.3	95.3	103.3	100.0	99.5	
料金回収率※(下水道料金徴収経費を除く) (%)	115.9	122.4	116.5	90.5	80.9	97.2	105.9	102.4	101.9	
資本費 (円又は%)										
総収支比率(法適用) (%)	114.4	120.0	114.6	93.3	82.2	96.0	103.6	100.5	99.8	
経常収支比率(法適用) (%)	116.7	121.3	115.6	93.6	82.7	96.8	104.5	101.3	100.8	
営業収支比率(法適用) (%)	152.5	160.1	153.5	117.6	103.9	123.0	126.7	122.3	121.5	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	9.8	0.0	0.0	0.0	9.6	12.6	8.9	8.4	8.7	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	6.8	6.5	6.7	7.6	5.6	4.0	8.4	7.2	6.6
	うち基準内繰入金 (%)	66.7	72.2	72.2	61.0	76.7	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)	33.3	27.8	27.8	39.0	23.3				
	資本的収入分 (%)	3.0	2.4	0.8	14.7	72.2	25.8	4.8	14.8	40.0
	うち基準内繰入金 (%)	50.0	50.0	45.0	21.4	41.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち基準外繰入金 (%)	50.0	50.0	55.0	78.6	59.0					

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金については、ほぼ5年毎に見直しを行い、現行料金は平成18年に平成22年度までの5年間を料金算定期間として実施し、平成22年度中に再度収支計画を見直し、料金改定を行う予定であります。 今後の見込みとしては、人口の減少に伴い有収水量も減少すると捉えております。
2 他会計繰入金の見込み	平成22年度より簡易水道事業を統合したことにより、一般会計からの繰入金を初めて予算化しております。 平成23年度からは総務省の「地方公営企業繰出し金について」で通知されている繰出し基準に基づいた「基準内繰出し」を基本に、一般会計からの繰入金を見込んでおります。 ◇繰入金に見込んだ経費 ・上水道の高料金対策に要する経費 ・統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費 ・統合水道に係る統合後に実施する建設改良に要する経費
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	・浄水場設備更新事業・・・平成24・25年度、総事業費209百万円、国庫補助金19百万円、起債190百万円 ・簡易水道施設統合整備事業・・・平成25年度、総事業費88百万円、国庫補助金22百万円、起債66百万円
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	料金回収率欄の下段に表示した率については、経常費用から下水道料金徴収経費を控除した後の率を再計算して表示しております。 (下水道料金については、水道料金と併せて水道事業において徴収しております。)

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	<p>行政改革推進計画において「水道事業の経営健全化」のため平成17～21年度の計画期間中に1名の減員を目標値に掲げ、平成21年度において1名減員を実施しました。また、平成21年度より新浄水場が稼働し、機械化により運転業務の効率化が図られたため、人員配置の見直しを行い平成22年度においてさらに1名の減員を実施しました。</p> <p>また、平成24年度を目途に現行の「水道課、下水道課」を統合し、上下水道課(仮称)への一本化を目指しており、その際にも1名の減員を計画しております。今後は定年退職によりさらに減員が予想されますが、安全な施設稼働について実施検証し、適正な人員配置の見直しを行っていきます。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	<p>給料表等については町長部局(一般会計)同様、平成21年4月に国に準拠した見直しを実施しました。</p> <p>しかしながら、現下の厳しい財政事情等から、財政再建推進プランの着実な推進を図り、財政の健全化をより一層加速させるため、町長部局同様に一般職給与の独自削減を実施しております。(平成20～23年度において、4～9%削減)</p> <p>「地域手当」については、支給対象地域がなく支給していません。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	①	技能労務職となる職はありません。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	退職時特別昇給については、平成19年4月より廃止しております。
◇ 福利厚生事業のあり方	①	余市町として北海道市町村共済組合に加入しており、水道事業関係職員については負担区分により水道事業で負担しております。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	<p>現在直営で実施しているメータ検針業務、水道料金徴収業務について、それぞれ3名体制であったものを、メータ検針業務については平成21年度に、また水道料金徴収業務については平成22年度において1名ずつ減員を図り、経費の削減に努めております。また、従前委託により実施しておりました水道施設の周辺整備(草刈等)については直営により実施し、経費の削減を図っております。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	平成24・25年度にピークを迎える職員の大量定年退職により人材が不足し、施設の維持管理に必要な職員を配置できないケースも想定されるため、指定管理者制度の活用等民間委託の導入について、業者見積を徴収するなど実現可能か否かの検討をしております。(平成23年度中に一定程度の結論を出す予定)

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	②	現行水道料金は、平成18年度に改定し一般家庭用で「10㎡使用した場合2,293円」であり、21年度の全国平均1,483円に比べ810円、同規模(1.5万人～3万人)1,541円に比べ752円高い状況にあります。新浄水場建設により支払利息、減価償却費等が増加したため、平成22年度において再度収支計画を見直し、料金改定を実施する予定となっております。尚、簡易水道事業との統合により資本費が増大する部分については、一般会計からの繰り入れ措置により適正な料金水準を保つよう町財政当局と協議しております。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財務・決算情報、定員管理や給与情報については、町ホームページ・町広報誌等で公表しております。
○ 行政評価の導入		以前に「水道未普及地域解消事業」並びに「浄水場更新事業」において費用対効果等について第三者の委員会を設置した経緯がありますが、その後については未実施であり、今後については町長部局の対応等を踏まえ検討する予定であります。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	<p>「経営課題① 給与水準・定員管理の適正合理化」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新浄水場供用開始に併せて人員配置の見直しを行い、2名減員を実施しております。 ・平成18年度より「期末手当」の支給率を独自削減し、平成18～21年度は55/100、平成22～23年度は20/100の削減率で実施しております。 また、「管理職手当」については、当分の間50/100を削減しております。 ・平成20年度より給料月額を独自削減しており、平成20・21年度は職務の級により4～9%、平成22・23年度は職務の級により3.77～8.77%相当分の引き下げを実施しております。【給料の独自削減については、町長部局（一般会計）と同様に実施しております。】
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>「経営課題② 料金水準の適正化」、「経営課題③ 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度までは繰越欠損金は発生していませんが、平成22年度決算見込みでは浄水場更新に伴う資本費の増加により繰越欠損金が見込まれるとされており、平成22年度においてこれを解消するために再度収支計画を見直し、料金改定を実施する予定であります。 ・新たに完成した浄水場については浄水処理の機械化により業務の見直しを行い、浄水場勤務職員を1名減員しました。 ・平成24年度を目途に「水道課・下水道課」の統合を目指しており、その際には事務系の職員1名の減員を計画しています。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>簡易水道事業の水道事業への統合により、平成22年度予算において初めて一般会計繰入金を予算化しましたが、平成22年度においては従前の特別会計時の繰出し基準を適用し収支不足分を繰入金に求めました。平成23年度以降については、新たな料金算定期間となるため収支計画を見直し、基準内繰出しを基本として一般会計からの繰り入れを予定しております。</p>
4 その他	<p>「経営課題② 料金水準の適正化」について</p> <p>水道料金の未収対策（滞納整理）については、悪質と判断される場合には給水停止等の措置を執行し対応しているところではありますが、今後についても個別対応を行い、より一層未収対策を強化し料金の回収に努めます。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。